

令和5年度三木市教育委員会奨学金 よくある質問

項目	質問と答え
住民登録	Q1 子どもは他県の学校に通っています。奨学金の対象になりますか。 A1 親など、生計を主として維持する方が三木市に住民登録をされていれば対象になります。
	Q2 三木市に住んでいますが、住民票は他市にあります。奨学金の対象になりますか。 A2 申請者（学校に通っている方）、その生計を主として維持する方のいずれも三木市に住民登録をされていない場合は、対象になりません。
	Q3 通信制の学校に通っています。奨学金の対象になりますか。 A3 通われている学校が学校教育法に定める高等学校、大学又は専修学校等であれば、対象になります。
	Q4 大学院に通っています。奨学金の対象になりますか。 A4 大学院は対象になりません。
所得判定	Q5 祖母が同居していますが、住民票上の世帯は別です。祖母は生計別になりますか。 A5 原則として同居の方は生計を一にする方に含みます。ただし、完全分離型二世帯住宅であって、光熱水費のメーターを分けるほか、食費等生活にかかるお金全てを別々に管理されている場合は、生計を一にする方に含みません。
	Q6 兄(姉)が就職し、一人暮らしをしています。年に1～2回帰ってきますが、家賃、光熱水費、食費等生活にかかるお金は全て本人が支払っています。住民票上の住所は同じですが、生計別になりますか。 A6 生計は別と考えていただいてもかまいません。
	Q7 正規の修業年限とは何ですか。 A7 教育課程を卒業・修了するのに必要である標準的な年限のことです。例えば、高等学校では3年とされていることが多いです。
	Q8 修業年限が4年の大学に通っていますが、単位が足りず、留年しました。奨学金の対象になりますか。 A8 入学から4年間は、学校からの奨学生推薦書があることを条件に、奨学金の対象になります。4年を超えた部分は対象になりません。
修業年限	Q9 修業年限が4年の大学に通っていますが、3～4年生の時は世帯の所得が基準所得を超えていたため、奨学金をもらっていません。4年生で留年し、所得は基準所得未満ですが、奨学金の対象になりますか。 A9 正規の修業年限の間が奨学金の対象となります。奨学金を給付していない期間があっても、4年を超えた部分は対象になりません（休学の場合を除く）。

項目	質問と答え
修業年限	<p>Q10 修業年限が4年の大学に通っていますが、事情があり、3年生の4月から1年間休学しました。復学後は奨学金の対象になりますか。</p> <p>A10 休学の期間は正規の修業年限から除きます。よって、復学後の3~4年生は対象になります。</p> <p>なお、この奨学金の募集は5月22日から6月26日までとなります。この期間に休学等の事由により応募していない場合は、当年度にこの奨学金を受けることはできません。</p>
学校区分	<p>Q11 一度大学を卒業しましたが、違う学部で再度入学しました。奨学金の対象になりますか。</p> <p>A11 同じ「大学」区分で再度入学する場合は、この奨学金の対象になりません。</p> <p>Q12 高等学校を卒業後就職しましたが、より有利な条件で勤務するため、大学に入学しました。奨学金の対象になりますか。</p> <p>A12 対象になります。</p>
奨学生の期間	<p>Q13 1年生で奨学生の承認を受けました。卒業まで奨学金を受けられますか。</p> <p>A13 奨学生の期間は1年間です。継続を希望される場合は、毎年度申請が必要です。</p>
転学	<p>Q14 現在この奨学金を受けて学校に通っていますが、通信制の学校に転学する予定です。転学後も奨学金を受けられますか。</p> <p>A14 転学先の学校が学校教育法に定める高等学校、大学又は専修学校等であれば、転学先の学校からの奨学生推薦書があることを条件に、引き続き対象になります。転学が決まりましたら、速やかに異動届を提出してください。</p>
併用可否	<p>Q15 他の奨学金や授業料減免を受ける予定です。この奨学金の対象となりますか。</p> <p>A15 併用は可能です。ただし、他の奨学金等が併用不可の場合がありますので、ご確認ください。</p>